

本巢市公示 第49号

本巢市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和元年10月11日

本巢市長 藤原 勉

プロポーザルに付する事項

1 業務概要

- (1) 業務名 本巢市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務
- (2) 業務内容 本巢市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の日から令和3年3月26日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす単独企業とする。

- (1) 本公告日において、本巢市契約規則（平成16年本巢市規則第42号）第21条第2項に基づいて調製した本巢市指名競争入札参加者名簿の測量・建設コンサルタント等業務に登録されていること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本公告日から契約締結までの間において、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年本巢市訓令甲第19号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 本巢市暴力団排除条例（平成24年本巢市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (8) 平成16年4月1日以降に単独企業又は共同企業体の代表構成員として、平成311年度国土交通省 告示第98号別添二の建築物類型のうち、第四号第2類に分類される施設で、延床面積8,000㎡以上の施設で国又は地方公共団体の庁舎新築工事（議会機能を持ち、行政事務室及び住民窓口を主としたもの）に係る建築設計業務（基本設計又は実施設計業務）を元請けで受託し、本公告日において当該設計業務が完了している実績のある者であること。（本社又は営業所の実績含む。）

3 手続き等

- (1) 本巢市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布

①配布場所

実施要領、仕様書及び各種様式等は、本巢市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。(http://www.city.motosu.lg.jp/)

(2) 参加表明書等の提出

提出先 担当部署

提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着すること)

提出期限 令和元年10月30日(水)午後5時まで

(3) 企画提案書等の提出

(2)の一次審査後、企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

提出先 担当部署

提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着すること)

提出期限 令和元年12月2日(月)午後5時まで

4 担当部署

本巢市総務部総務課管財契約係

住所：〒501-1292

本巢市文殊324番地

電話：0581-34-5021(直通)

FAX：0581-34-5034

メール：soumu@city.motosu.lg.jp

5 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) その他詳細については、実施要領等によるものとする。